

○午後1時開議

○議長（松澤利行君） ただいまから本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○議長（松澤利行君） 会議録署名議員をご指名申し上げます。

渡 部 茂 君

中 塚 亮 君

ご了承願います。

この際、ご報告いたします。

本日の会議につきましては、傍聴人より写真撮影の申請が議長に提出されましたので、品川区議会傍聴規則第8条の規定により、これを許可いたしました。

○日 程

○議長（松澤利行君） これより日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

日程第1及び日程第2の2件を一括議題に供します。

日程第1

第72号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第2

第74号議案 第二戸越幹線整備工事（下水道本管立坑整備）請負契約

○議長（松澤利行君） 総務委員長から報告願います。

〔伊藤昌宏君登壇〕

○総務委員長（伊藤昌宏君） ただいま議題に供されました、第72号議案および第74号議案の2議案につきまして、総務委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

これら2議案は、11月27日の本会議において当委員会に審査を付託され、11月28日の委員会で審査し、同日採決を行いました。

まず、第72号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

本案は、「地方公務員の育児休業等に関する法律」が改正されたことに伴い、非常勤職員の育児休業の期間について、これまで子が1歳6か月に達する日までとしていた期間を2歳に達する日までとするほか、規定を整備するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、一般職非常勤職員についてなどの質疑があり、理事者より、一般職非常勤職員については、定年退職後に再任用され、短時間勤務を行う非常勤職員であり、品川区では平成29年4月1日現在で180名が存在するが、現時点では育児休業の取得要件に該当する年齢の子を持つものはないなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第72号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第74号議案、第二戸越幹線整備工事請負契約についてご報告いたします。

本案は、戸越地区および西品川地区における浸水被害の軽減を図るため、第二戸越幹線を整備することから、西品川公園内に立坑を築造する工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は10億9,620万円、契約の相手方は中央区日本橋小網町7番2号、不動テトラ・浅川建設共同企業体、代表者、株式会社不動テトラ東京支店常務執行役員本店長木下昇で、支出科目等は平成29年度一般会計、平成30年度から32年度までの債務負担行為であります。

なお、工期は、契約締結の日の翌日から平成32年6月25日までであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、1. 入札辞退の理由について、2. 契約の考え方についてなどの質疑があり、理事者より、1の入札辞退の理由については、事業者内で配置予定技術者の調整がつかなかったことによるものである。

2の契約の考え方については、公正性・競争性を担保するため、競争入札を原則とするものであるが、競争入札を行うに適さないものについては、地方自治法の規定に基づき、随意契約等の手段をとることもあるなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第74号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が総務委員会における審査の経過および結果であります。

何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（松澤利行君） 総務委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。

日程第1および日程第2の2件を一括して採決いたします。

本件は、いずれも委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はいずれも総務委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第3を議題に供します。

日程第3

第75号議案 指定管理者の指定について

○議長（松澤利行君） 区民委員長から報告願います。

〔本多健信君登壇〕

○区民委員長（本多健信君） ただいま議題に供されました、第75号議案、指定管理者の指定について、区民委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本案は、11月27日の本会議において、当委員会に審査を付託され、11月28日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

本案は、品川区立荏原平塚総合区民会館の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものでありま

す。

指定する団体の名称は公益財団法人品川文化振興事業団で、指定期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間であります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、経費縮減の弾力的な運用についての質疑があり、理事者より、経費縮減の弾力的な運用については、実際の運営に影響が出るような無理な経費縮減ではなく、出た余剰は区に還元するという協力を得ながら、適正な管理がなされるよう毎年度の協議を継続していく考えであるなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第75号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が区民委員会における審査の経過および結果であります。

何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（松澤利行君） 区民委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は区民委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第4から日程第6までの3件を一括議題に供します。

日程第4

第73号議案 品川区立従前居住者用住宅条例の一部を改正する条例

日程第5

第76号議案 指定管理者の指定について

日程第6

第77号議案 大井一丁目地内特別区道路線の認定について

○議長（松澤利行君） 建設委員長から報告願います。

〔たけうち忍君登壇〕

○建設委員長（たけうち忍君） ただいま議題に供されました、第73号議案、第76号議案および第77号議案の3議案につきまして、建設委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本案は、11月27日の本会議において、当委員会に審査を付託され、11月28日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

まず、第73号議案、品川区立従前居住者用住宅条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

本案は、密集住宅市街地整備促進事業を推進するため、現在建てかえ工事を行っている中延一丁目区営住宅に併設して、新たな品川区立従前居住者用住宅を設置するものであります。

施設の名称は品川区立ソレイユ中延、所在地は品川区中延一丁目10番12号、戸数は31戸であります。このほか従前居住者用住宅の使用料の限度額および使用区分を見直すものであります。

本条例は、平成30年3月1日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、1. 住宅の戸数と増設の可能性について、2. 入居対象者についてなどの質疑があり、理事者より、1の住宅の戸数と増設の可能性については、密集住宅市街地整備促進事業の事業協力者に加え、現在進めている中延二丁目旧同潤会地区の事業協力者の入居も想定して31戸に設定したが、住宅の運用状況などを見きわめて、増設については判断していく。

2の入居対象者については、密集住宅市街地整備促進事業や防災街区整備事業への事業協力者のうち、住宅に困窮する方の本入居を基本とするが、住宅に余裕がある場合は、その他の事業協力者も仮入居という形で3年までの入居が可能であるなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第73号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第76号議案、指定管理者の指定についてご報告申し上げます。

本案は、品川区立区民住宅ファミリーユ西五反田西館およびファミリーユ西五反田東館の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は株式会社東急コミュニティーで、指定期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間であります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、1. 管理業務について、2. 指定管理者候補者のこれまでの実績についてなどの質疑があり、理事者より、1の管理業務については、使用者の決定などの行政処分については区で行うが、入居および返還に関する業務、建物の保全・修繕・改良、入居者への指導・相談など、多岐にわたる業務を管理させる。

2の指定管理者候補者のこれまでの実績については、ファミリーユ西五反田西館は平成20年度から、ファミリーユ西五反田東館は平成21年度から、本候補者に管理を行わせているなどの答弁がありました。

また、委員より、各家庭の収入や仕事の状況など個人情報を株式会社が管理することになり、情報の漏えいが危惧されることなどから、区民住宅は区直営にすべきとの意見があり、本案には反対する旨の表明がありました。

質疑終了後、採決を行い、第76号議案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第77号議案、大井一丁目地内特別区道路線の認定についてご報告申し上げます。

本案は、大井一丁目南第1地区第一種市街地再開発事業における区画道路網の整備に伴い、特別区道路線を認定するものであります。

認定する新たな路線の位置は大井一丁目地内で、延長は101.58メートル、幅員は6.00メートルから7.12メートルまで、面積は630.37平方メートルであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、1. 区道の認定要件について、2. 安全対策についてなどの質疑があり、理事者より、1の区道の認定要件については、道路の起点および終点が両方とも公道に接続しているため区道としての認定が適切であり、道路法上、新規路線の認定には議会の議決を要するものである。

2の安全対策については、光学通りからの入り口には、車両が歩道を乗り越える「切り下げ構造」を採用するとともに、歩道と車道の境には、単柱式のポールなどを設置し、歩行者の安全を確保するなど

の答弁がありました。

また、委員より、本区道の認定は、市街地再開発事業に起因するものであり容認できないとの意見があり、本案には反対する旨の表明がありました。

質疑終了後、採決を行い、第77号議案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が建設委員会における審査の経過および結果であります。

何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（松澤利行君） 建設委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。

初めに、日程第4を採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は建設委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第5および日程第6の2件を一括して、起立により採決いたします。

本件は、いずれも委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松澤利行君） 起立多数であります。

ご着席ください。

よって、本件はいずれも建設委員長の報告のとおり可決いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいまお手元に配付してあります追加議事日程を本日の日程に追加し、直ちに議題といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1を議題に供します。

追加日程第1

議員提出第3号議案 東京都受動喫煙防止条例化に関する意見書

○議長（松澤利行君） 本件について説明願います。

〔石田秀男君登壇〕

○石田秀男君 ただいま議題に供されました議員提出第3号議案、東京都受動喫煙防止条例化に関する意見書の提出理由についてご説明申し上げます。

本案は、11月28日の厚生委員会におきまして、平成29年請願第16号、品川区議会から東京都へ、受動

喫煙防止対策に関する意見書提出を求める請願を賛成多数で採択すべきものと決定し、翌11月29日の当委員会において意見書案文を審議した結果、本意見書を提出するものであります。

本意見書は、東京都においても受動喫煙防止条例を制定するに当たり、国の施策を見据え、各種事業者や都民の意見を十分踏まえた上で慎重に検討することを求めるものであります。

内容につきましては、案文の朗読をもってかえさせていただきます。

〔案文朗読〕

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松澤利行君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件につきましては、直ちに採決いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

本件は、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松澤利行君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7を議題に供します。

日程第7

請願・陳情審査結果報告（1）

○議長（松澤利行君） 本件につきましては、お手元に配付のとおり、各所管の委員長から請願・陳情審査結果報告書（1）が提出されております。

お諮りいたします。

各所管の委員長からの審査結果報告書（1）のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は審査結果報告書（1）のとおり決定いたしました。

次に、日程第8を議題に供します。

日程第8

請願・陳情審査結果報告（2）

○議長（松澤利行君） 行財政改革特別委員長から報告願います。

〔鈴木ひろ子君登壇〕

○行財政改革特別委員長（鈴木ひろ子君） ただいま議題に供されました、日程第8、請願・陳情審査結果報告書（2）の内容について、行財政改革特別委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本件は、平成29年請願第13号、羽田増便の新低空飛行ルートによる品川区内の運動公園への騒音などの影響に関する請願および平成29年請願第14号、品川区として羽田空港への新ルート見直しを政府に求める請願で、11月27日に本委員会に審査を付託され、11月30日の委員会で審査を行いました。

本請願の趣旨は、平成29年請願第13号については、羽田新飛行ルートによる区内の公園等への騒音影響の調査と説明を国に求めるものであります。また、平成29年請願第14号については、羽田空港新飛行ルート案の見直しを国土交通省に対して要望するよう、区に求めるものであります。

質疑において、委員より、1. 公園等の騒音基準について、2. 区から国土交通省への説明会に関する要望について、3. 羽田空港新飛行ルート案に対する区の姿勢についてなどの質疑があり、理事者より、1の公園等の騒音基準については、公園から外部へ発する音に対しては、環境確保条例等による基準が存在するが、公園等が外部から受ける騒音影響については、公共用飛行場周辺における空港機騒音による障害の防止等に関する法律など、航空機の騒音規制にかかわる法令等において特に定められているものではない。

2の区から国土交通省への説明会に関する要望については、これまで議会から提出された意見書の趣旨を十分に踏まえ、区としても説明会開催の当初から教室型の実施を求めているところであり、今後も求め続けていくものである。

3の羽田空港新飛行ルート案に対する区の姿勢については、これまでも国から示された案に対して、不動産価値への影響や落下物等への安全性について、区民からの意見を国に伝えるとともに、必要な情報提供と丁寧な説明を求めているものであり、区としても広報紙や町会回覧板などにより、国が行う区民への情報提供に協力しているものであるなどの答弁がありました。

また、委員より、騒音・落下物等の危険から区民を守るためには、現在の海上ルートを堅持することが必要であり、そのためには区から政府や国土交通省に明確な反対の意思を示すべきであるなどの理由から、本請願に賛成するとの態度表明がありました。

質疑終了後、本請願の取り扱いについて諮った結果、結論を出すことに決定し、同日、採決を行いました。

採決の結果、平成29年請願第13号および平成29年請願第14号は、いずれも賛成少数により不採択にすべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（松澤利行君） 行財政改革特別委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件につきましては、2名の方から討論の通告があります。順次ご発言願います。

石田ちひろ君。

〔石田ちひろ君登壇〕

○石田ちひろ君 日本共産党品川区議団を代表して、平成29年請願第13号、14号に賛成の立場で討論を行います。

請願第13号は、羽田増便の新低空飛行ルートによる品川区内の運動公園への騒音などの影響に関する請願で、新飛行ルートで航空機が大井ホッケー競技場上空を通過することになると騒音が懸念されると、国際ホッケー連盟などが対策を求めている報道を受けて、新飛行ルート直下にある区内の運動公園の騒音などの影響調査と、区民や関係者への説明を国交省に求めるものです。

また、請願第14号は、品川区として羽田空港への新ルート見直しを政府に求める請願で、続発する航空機トラブルや落下物事故を受けて、住民を危険にさらす新飛行ルートを見直すよう、区として政府に意見表明を求めるものです。

行革委員会の請願審議で区は、運動公園について、まだ計画の段階で影響の推測は大変難しいと繰り返すだけで、想定される影響は何も答弁されませんでした。また、新飛行ルート見直しについても、区民の不安の払拭を国に求めると、今までと変わらない答弁を繰り返すだけでした。どちらの請願も賛成少数で不採択となりましたが、現在、この新飛行ルートに対し、多くの区民の方が恐怖と怒りを抱えています。この本会議での採択を訴えます。

まず初めに、タウンミーティングでの区長の問題発言について述べます。区長は、11月11日のタウンミーティングで、新飛行ルートはオリンピック成功のためにはインバウンド、訪日外国人旅行者を充実していくという国の政策として理解する。国策として甘受すると、国交大臣に伝えた。そして、品川区に対し別のメリットを示すことを交渉していると発言しました。行革委員会の審議で区は、区長のこの発言内容が事実であることを認め、さらに、区長が国交省に自ら出向いて交渉したのはおとしと説明、つまり2年前に新ルート容認を国交省に伝えていたことが明らかになりました。これは大変重大です。

2014年8月、国土交通省から、品川上空を巨大旅客機が低空飛行する計画が発表されて以降、区民からは反対を求める請願が十数本提出され、私たちも毎議会で、区長に対し、国に撤回を求めるよう迫ってきました。区は区民の不安払拭を国に求める。了承したわけではないと繰り返し、国が品川区に対し、環境対策を発表した際も、これで了承したわけではないと答弁してきました。ところが、タウンミーティングでの区長の発言は、これまでの説明を全面的に否定するもので、2年も前から区民と議会を欺き続けてきたことを明らかにしたものです。これは許しがたい重大な背信行為です。区長が、品川上空の飛行は甘受するから、メリットを示せと交渉し、約束させたと自慢しますが、区民の命と引きかえにメリットを求める姿勢に怒りを禁じ得ません。区民の命と安全を守るという区長の最大の責任を投げ捨てるものと厳しく抗議するものです。区長は、国への容認表明を撤回し、計画に反対することを強く求めます。

また、区長は、区民と区議会に、11月11日のタウンミーティングで話したことの全容、つまり、いつ国交省に行ったのか、何を話しに行ったのか、その際、提出した文書はあるのか、求めたメリットとは具体的に何かなど、明らかにすることを求めます。

本請願審査で、新ルート直下の区内運動公園の騒音への懸念や視覚障害者団体からも騒音で日常生活が壊される声も紹介しました。また、低空飛行による圧迫感、落下物事故の危険、騒音など、環境破壊による資産価値の低下などの問題がメディアでも繰り返し取り上げられ、区民の不安の声は急速に高まっています。2020年は目前です。本当に品川上空を飛んでしまいます。騒音、落下物、墜落、大気汚染、資産価値の低下など、品川にとってメリットどころか、百害あって一利なし、これらを甘受することなど到底できません。区長が反対すれば計画はとめられる。このことは、かつての品川区や浦安市で証明

されていることです。区長の決断で安全が守れる。それなのに、区長は反対の立場に立とうとしないどころか、計画を容認し、国と一緒にあって区民の命と暮らしを犠牲にして新ルートを進めることは許されません。また、多くの区民の声を直接聞き、地域から選ばれた議員の皆さんが、議会として反対表明することが計画をとめる大きな力になります。

都心上空を飛行するこの計画に安全はありません。区民の命と暮らしを犠牲にする国策には、区民を代表する私たち議員が反対の声を上げるべきです。これら請願にある切実な区民の声を受けとめ、立場や党派を超えて、安心・安全の品川区を区民の皆さんと一緒に守り抜くことを呼びかけて、私の賛成討論を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（松澤利行君） 次に、吉田ゆみこ君。

〔吉田ゆみこ君登壇〕

○吉田ゆみこ君 品川生活者ネットワークを代表して、請願第13号、羽田増便の新低空飛行ルートによる品川区内の運動公園への騒音などの影響に関する請願、請願第14号、品川区として羽田空港への新ルート見直しを政府に求める請願に賛成する立場で討論します。

請願第13号は、新飛行ルートによる低空飛行の騒音などの影響が区内の運動公園でどのようになるかを国土交通省が明らかにするよう要請し、その対策も含めて国土交通省が利用者や区民に説明するよう要請することを求めているものです。

また、請願第14号は、最近頻発する落下物などの重大インシデントを受け、落下物が避けられない中、住民の生命と財産を脅かす羽田空港新ルートは見直すよう、国に要望することを品川区に対して求めるものです。

品川区は、これまで羽田増便のための新飛行ルートはあくまで国の問題であり、品川区としては区民の不安を払拭するために、より丁寧に、きめ細かな説明を求めていくという態度を通してきました。しかし、最近頻発する重大インシデントとする事故は、もはや国の問題として片づけられる事態ではないということを実感しました。

また、区は議会に対し、この航路案について容認してはいないという答弁を繰り返してきました。しかし、先日のタウンミーティングでの区長の発言では、国策だから甘受すると明言しました。これまで議会に対する答弁は、根拠のないものであったことが明らかになりました。これは、二元代表制の一方である議会軽視と言わざるを得ません。区長のタウンミーティングの発言によれば、品川区と品川区民にはデメリットしかない。国策としてどうしても実施するのであれば、品川区民にとってのメリットを提示してもらいたいと交渉し、国交省からメリットの提示を約束していただいたということですが、区長は何を想定してメリットとされるのか。区民が懸念するデメリットは、落下物等による命の危険です。生活者ネットワークとしては、命にかわるメリットというものを想定することはできません。

品川区議会は、これまで2回にわたって国交省に対して意見書を提出してきました。しかし、9月27日の行財政改革特別委員会では、議会が意見書で求めてきた教室型説明会について、教室型説明会の方法でどうでしょうかという、そういった相談の内容はなく、教室型の説明会はやはり難しいという回答しか得られていないということが、担当課長からの答弁で明らかになりました。こういう状況の中で区民の不安が一層増していることは、大いに共感するところです。区議会としても、区から根拠のない答弁を受け、国土交通省からは、意見書の内容に対する検討もされていないということが明らかになった以上、これらの請願を採択して、区議会としても意思表示をすべきです。

もしこのまま計画が実行され、万が一の事態があった場合、容認してきた議会の責任も区民から問われます。改めて請願の採択を議員の皆様呼びかけて、品川生活者ネットワークの賛成討論を終わります。（拍手）

○議長（松澤利行君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

日程第8の請願につきましては、2件を一括して起立により採決をいたします。

平成29年請願第13号および同年請願第14号に対する委員長報告は、いずれも不採択であります。

お諮りいたします。

本件請願を採択することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松澤利行君） 起立少数であります。

ご着席願います。

よって、平成29年請願第13号および同年請願第14号は、いずれも不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第9を議題に供します。

日程第9

請願・陳情の付託

○議長（松澤利行君） 期日までに受理いたしました陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

次に、日程第10を議題に供します。

日程第10

常任委員会・議会運営委員会・特別委員会議会閉会中継続審査調査事項

○議長（松澤利行君） 本件につきましては、お手元に配付の請願・陳情継続審査件名表および特定事件継続調査事項表のとおり、各所管の委員長から閉会中も審査調査を要する旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

各所管の委員長からの申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、各所管の委員長からの申し出のとおり決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、平成29年第4回品川区議会定例会を閉会いたします。

○午後1時42分閉会

議長 松澤利行

署名人 渡 部 茂
同 中 塚 亮